

身体拘束等の適正化に関する指針

(共同生活援助 ももこ壱番館)

法人名	Barney 合同会社	事業所	ももこ壱番館 ・ももこ壱番館 ・ももこ壱番館サテライト ・ももこ弐番館 ・ももこ参番館
代表者	坪川 尚子	管理者	坪川 尚子
所在地	(事務所)札幌市北区北23条 西 6 丁目 2-38 グランステージ N23 105 号	電話番号	011-788-2442

身体拘束等の適正化に関する指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

(1) 障害福祉サービス事業指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

（３）サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応する。
- ④ 利用者の安全性を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。緊急やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止・身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑤ 緊急やむを得ないと拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

３．身体拘束適正化に向けた体制

（１）身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

（２）設置目的

＜身体拘束適正化委員会＞

- ① 身体拘束等の適正化に関する法人内の統一的なルール決定（記録の方法・様式、適正化のための指針の整備等）
- ② 各事業所における拘束の実施状況や適正化対応状況の確認
- ③ 事業所全体の職員研修計画策定と研修実施
- ④ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び拘束実施方法の決定
- ⑤ 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- ⑥ 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への伝達・指導

（３）身体拘束適正化委員会の構成員

虐待防止委員会と同じメンバーで構成する。

（４）身体拘束適正化委員会の開催

委員会は虐待防止・身体拘束等適正化検討委員会として、１年に１回以上定期的に開催する。

（５）職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行うものとする。

- ① 職員を対象とした定期的な教育・研修（年２回以上）の実施
- ② その他、必要な教育・研修の実施

4. 身体拘束発生時の対応・報告

（１）カンファレンスの実施

やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会メンバーを中心に、参加可能な職員が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性３要件の全てを満たしているかどうかについて確認を行う。

身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、利用者、家族に対する同意書を作成する。

（２）利用者や家族に対しての説明

代表または常勤職員から身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間また時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等へ経過及び利用者の状態等を説明し、再度、同意を得た上で実施する。

（３）記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は必要に応じて掲示するものとする。身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な下記の事項を記載する。

- ・ 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・ 拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・ 拘束の時間帯
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の時間

5. 当該指針の閲覧について

利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業所内の掲示、ホームページへの掲載を検討し積極的な閲覧の推進に努める。

附則

この指針は、令和６年７月５日より施行する。

様式 1

ももこ壱番館身体拘束等に関する説明・同意書

1. 下記の項目すべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再検討を行います。

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

ただし、必要性がないと判断された場合若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止します。

2. 対応の内容

個別の状況による理由	
方法（場所、行為、部位、内容）	
時間帯	
特記すべき心身の状況	
実施期間の予定	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり対応します。

年 月 日

事業所名：Burney 合同会社
共同生活援助 ももこ壱番館
代表者氏名：代表 印
説明者氏名： 印

上記の件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名： 印
家族又は代理人： 印

様式 2

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録

様

年月日 時間	心身の状態等の観察 再検討結果	会議参加者	記 録 者 サイン